

秋田県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

平成31年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
石井歯科クリニック	潟上市天王字長沼40番地14	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成31年1月1日
ショートステイかきの木	大館市東台六丁目5番105号	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成31年2月15日
訪問介護事業所つばめ	潟上市天王字棒沼台247番地4	訪問介護	平成31年3月1日
グループホーム大花	大仙市大花町5番26号	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成31年3月1日
おおまがり介護支援センター花あかり	大仙市大花町5番26号	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成31年3月1日